

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：畜産業費 目：畜産振興費

事業名 飼料安全性・品質確保調査検査事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 畜産振興課 酪農・飼料係 電話番号：058-272-1111 (内 2876)

E-mail: c11437@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 402 千円 (前年度予算額：502 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	502	0	0	0	0	0	0	0	502
要求額	402	0	0	0	0	0	0	0	402
決定額	402	0	0	0	0	0	0	0	402

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

飼料の安全性の確保及び品質の改善を図ることにより、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的に「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和 28 年 4 月 11 日法律第 35 号。以下「飼料安全法」という) が制定され、国及び県は飼料製造業者、輸入業者、販売業者などに立入り、飼料及び飼料添加物などの検査、業務に関する帳簿書類の検査を実施することとなっている。

平成 13 年の B S E 発生を契機に、飼料の安全性に万全を期すため、特定飼料などの登録制度、有害物質を含む飼料の禁止措置、反芻動物への動物性たんぱく質の混入防止など飼料安全法が強化され、特に畜産農家への安全性に係る立入、指導が付加された。

(2) 事業内容

① 飼料安全性確保強化事業

飼料製造・販売業者、畜産農家へ立ち入り、飼料安全法遵守状況を確認する。

② 飼料品質改善調査検査事業

飼料製造・販売業者へ立ち入り、製造・販売されている飼料の栄養成分が表示通りであるか品質等の検査を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10

- ・ 県内の飼料の安全性及び品質を維持、確保し、県民の食の安全を確保するため県負担は妥当である。

(4) 類似事業の有無：無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	52	検査・巡回等旅費
需用費	305	検査・巡回用消耗品、燃料費、光熱水費
役務費	45	通信運搬費
計	402	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

飼料の安全性、品質を確保するための自治事務

事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 継続した安全安心な畜産物の安定供給のために、不適合な飼料の流通の防止、飼料の適正流通、適正使用による事故の防止に努める。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
				<small>（前々年度末時点）</small>		
飼料の分析件数	-検体 (-)	30 検体 (H29)	15 検体 (H30)	0 検体 (R1)	8 検体 (R3)	0%
飼料業者、畜産農家への立入件数	-件 (-)	185 件 (H29)	84 件 (H30)	110 件 (R1)	85 件 (R3)	129%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 農林事務所による飼料業者への立入指導（49か所）（R1実績）
 家畜保健衛生所による畜産農家への立入指導（61か所）（R1実績）
 飼料業者への飼料収去検査を実施（4か所、8検体）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 立入指導による飼料の不適正流通、不適正使用の抑制
 品質検査の実施による不適合飼料流通の抑制

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	安心安全な畜産物の供給のために、県内流通飼料の品質を確保する観点から必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	飼料業者、畜産農家に立入、検査・指導を行うことで、不適合飼料の適正流通、適正使用の意識の高まり、不適合飼料の製造に関する抑止につながっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	立入指導等において、巡回箇所には偏りが出ないよう優先度に基づいた巡回調査を行うなどの事務の効率化に努めている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>分析は、畜産研究所養豚・養鶏研究部において行っているが、分析を行う機器が老朽化しており、今後計画的に更新を図っていく必要がある。</p>
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>安全安心な畜産物の供給について、消費者の要望は強く、県内における安全な飼料の流通のために必要な事業であるため継続して実施する。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	